

(趣旨)

第1条 本規則は、一般社団法人日本臨床免疫学会（以下「本会」という。）の委員会（以下「委員会」という。）の組織等について定める。

(目的)

第2条 委員会は、臨床免疫学の健全な発展のために、本会の諸活動における各分野につき審議し、助言する。

(委員会)

第3条 本会は、前項の目的のために、次の委員会を設置し、それぞれ下記各号に規定する事項を任務とする。

- ① 総務委員会：各委員会活動のサポート、年次学術集会の支援を行う。また、理事会の指示を受けて本会の活動が効率的に行えるように規則や体制の整備を審議するなど、本会運営全般を担当する。
- ② 財務委員会：本会予算の適正な運用を目指し、持続可能な本会運営を支える経営基盤を構築し、運営を維持する。
- ③ 編集委員会：機関誌 Immunological Medicine の編集を担当する。PubMed 取載、Impact Factor 獲得等を目標に、機関誌のステータスを高めるために活動する。
- ④ 学術・認定医委員会：ヒトデータ共同研究の推進、免疫療法認定医制度の管理、その他学術セミナー企画等を担当し、本会員の学術レベル向上のために活動する。
- ⑥ 広報・教育・次世代育成委員会：本会内外への広報活動・啓発活動を実施する。また、Midwinter Seminar 等、若手会員の教育を推進する。
- ⑦ 利益相反委員会：産学連携による医学研究、臨床研究、臨床試験の推進のために、研究者の立場に立ち COI 状態を適正に管理する。
- ⑧ 倫理委員会：会員からの申請に基づき、本会の諸活動における倫理的問題について審議する。また、理事長の諮問に応じ、審議を行い、結果を答申する。
- ⑨ irAE 研究推進委員会：irAE に関する研究を推進し、診療指針をまとめる。
- ⑩ U45 委員会：45 歳以下の会員により組織し、若手会員の意見を取りまとめて理事会に報告・提案する。
- ⑪ 年次学術集会プログラム委員会：理事会の諮問に応じ、年次学術集会の主題・シンポジウム・ワークショップ等の題目及び担当者の選定を行う。

(組織)

第4条 委員会の委員は、次のいずれかの要件を満たす者から、委員長が推薦をもとに理事会の議を経て、理事長が委嘱する。

- (1) 理事
  - (2) 臨床免疫学領域に関し経験、識見が豊かな会員
  - (3) 委員長が特に必要と認める非会員
2. 委員会の委員は、各委員会 20 名以内とし、うち 1 名以上は理事とする。
  3. 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

(委員長)

第5条 各委員会には委員長1名を置き、理事会の決議を経て理事長が委嘱する。

2. 委員長は、委員の中から副委員長若干名を指名することができる。
3. 委員長は、委員会の議長となり、会務を総括する。
4. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(運営)

第5条 委員長は必要に応じ委員会を随時招集して開催し、議長となる。委員長が出席できない場合は、副委員長が議長となる。

2. 委員会の開催は、委員の過半数の出席を必要とする。
3. 委員長は、必要な場合は、委員以外の専門家の参加を求め、その意見を参考にできる。
4. 理事長は、必要に応じオブザーバーとして委員会に出席し意見を述べることができる。
5. 審議は出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
6. 各委員会の審議については、その経過及び結果の概要を記録した議事録を作成する。

(審議手続)

第6条 理事長は、必要に応じて審議事項を委員会に諮問し、委員会は第3条に基づき審議する。

2. 委員長は、審議の結果を理事長に答申する。

(小委員会)

第7条 各委員会には、特定事項に関する作業部会として小委員会を置くことができる。

2. 小委員会の設置は、委員長が提案し、理事会の承認を得るものとする。
3. 小委員会の委員長は、理事会の議を経て理事長が委嘱する。
4. 小委員会の委員は、理事長の推薦をもとに理事会の議を経て理事長が委嘱する。

(改正)

第8条 本規則の改正は、委員会の審議を経て、理事会の議決を得なければならない。

附 則

本規定は、令和3年6月3日から施行する。